

平成30年6月18日現在

機関番号：47118

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2015～2017

課題番号：15K21578

研究課題名(和文) フランスにおける私学助成を通じた社会統合の実現とその市民性教育プログラムの研究

研究課題名(英文) Research on realization of social integration through subsidies for private schools and citizenship education program in France

研究代表者

橋本 一雄 (HASHIMOTO, Kazuo)

中村学園大学短期大学部・幼児保育学科・講師

研究者番号：30455084

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,500,000円

研究成果の概要(和文)：この研究は、フランスが直面してきた移民の社会統合をめぐる問題のうち、2000年代以降の教育政策及びイスラム系私立学校に対する私学助成の問題に焦点をあて、それらを通じたフランスの社会統合モデルを分析することを目的とした研究である。3年間の研究を通じて、(1)フランスの教育政策には移民の統合と分離という二面性が認められること、(2)2000年代以降の教育政策では「統合」の側面が強調されてきたものの、それはフランスの「教育の自由」の一側面として説明しうるものであること等の結論を得ることができた。研究の過程でイスラム系私立学校の設置及び認可のプロセスに関する調査を実施できた点もこの研究の成果である。

研究成果の概要(英文)：This research focuses on the problems of French educational policies since 2000 and such of subsidies for private schools towards Islamic private schools among the problems surrounding social integration of immigrants that France has confronted, and aims at analyzing the French social integration model through them. Through three years of research, (1) are recognized the two aspects of integration and separation of immigrants in French educational policies, (2) even the aspect of "integration" has been emphasized in the educational policies since the 2000s, we came to the conclusion that it could be described as one aspect of "freedom of education" in France. The result of this research is that we were able to conduct survey on the process of set up and approval of Islamic private schools during the research.

研究分野：憲法学

キーワード：政教分離 社会統合 移民 市民教育 憲法教育

1. 研究開始当初の背景

1990年代以降、西欧諸国を中心にイスラム教徒である移民との共生が、とりわけ学校教育をめぐる重要な課題の一つとして認識されてきた。フランスでは公立学校でイスラム教徒の女子生徒が着用するスカーフ等の宗教的標章の着用を禁止する法律が2004年に制定され、宗教的要素を排除することにより「共和国」市民への統合を求める方針を法制化した。しかし、こうした社会統合モデルは宗教的マイノリティの人権を抑圧するものとして、憲法学ないしは国際人権法上の観点からも厳しい非難にさらされてきたことも事実である。この点、1980年代以降、公立学校におけるイスラム系女子生徒のスカーフ着用問題は、フランスの世論を二分する社会問題として論争化し、人権論やジェンダー論の観点からの理論研究が蓄積されてきていた。こうした理論研究の動向は、同じく政教分離原則を採用し、学校の宗教的中立性と子どもの宗教的自由に関して同種の問題を抱える日本でも手厚く紹介がなされ、憲法学、教育法学において、比較法的に主要な課題の一つとして位置づけられてきたところでもある。

一方、フランスにおいてこのスカーフ問題は、2002年の政権交代によってコアビタシオンが解消して以降、当時のシラク大統領の主導によって立法的な解決が目指され、この結果成立したのが上記の公立学校においてスカーフ等の宗教的標章の着用を禁ずる2004年の法律であった。フランスの違憲審査制度上、この法律が、事後的に違憲審査に問われる可能性は極めて低く、法律の制定過程においてヨーロッパ人権条約との整合性も確認されていることから、この宗教的標章の着用を禁ずる2004年の法律の有効性に関する理論研究は国内外においてすでに飽和状況にあるように見受けられる。また、同法制定後のスカーフ着用をめぐるフランス国内での行政訴訟の提起も上記の法律制定後は大幅に減少しており、国内外における研究の対象は、2010年に制定されたブルカ禁止法の運用ないしはフランスと同様の法整備を行ったトルコや公立学校において宗教的多様性を容認しているイギリス等との比較研究へと推移している現状にあった。

このような状況の下、スカーフの着用を禁止されたイスラム系宗教団体は、公立学校における生徒の宗教的自由の要求から、独自の私立学校を設置・運営する自由としての「教育の自由」の要求へと重点施策を推移させていることがこれまでの調査によって判明した。そこで、こうした情勢を踏まえ、宗教的自律性を一定程度認めつつも、その一方で公立学校に準じた教育の実施を要件とする私学助成を介した社会統合の実現を図ろうとするフランスの私学助成システムについての研究を実施することとした。

2. 研究の目的

本研究の目的は、次の3点に集約することができる。まず、第1にフランスの私学助成制度の制度研究とその精緻化をすることである。19世紀末の近代公教育法制の成立以降、フランスでは「教育の自由」の名の下に、私学助成制度の運用をめぐる理論及び判例が蓄積されてきた。当研究では、まずこの点を精緻に分析するため、制度の歴史的沿革について研究を進めることとした。

また、第2に、宗教系私立学校の実態と助成要件に関する研究、特に、当研究では、フランス国内の宗教系私立学校の実態調査とともにイスラム系私立学校の助成要件に関して調査・分析を行うことを目的とした。その理由は、先述のとおり、2000年代に入り、イスラム団体は独自の私立学校を設置することによって自らの宗教的自律性を確保しようとする動きへと運動を転換することとなったが、従前に実施してきた調査によって、教育課程は公立学校に準拠するものとなっている一方、女子生徒のスカーフの着用が認められるなどの独自性が尊重されていることが分かった。つまり、2004年の法律以降、公立学校では宗教的標章の着用が禁止されているものの、イスラム系私立学校ではその着用が認められており、そのうちの複数の学校には、私学助成によって設備費及び教員等の人件費が賄われていることから、私立学校への国庫助成という形を採って宗教的自由を保障しようとする社会統合モデルを解明することを目的の第2として掲げた。

加えて、第3には当該宗教系私立学校における市民性教育の内容を明らかにすることを目的とした。上記の国庫助成を受けるイスラム系私立学校において、フランスが掲げる「共和国市民」育成のプログラムがどのように実践されているのかを明らかにし、これら3つの観点からの研究を通じて、フランスの私学助成を通じた社会統合モデルの実相を明らかにすることが本研究の目的であった。

3. 研究の方法

3か年にわたる研究期間において、以下のように(1)～(3)の研究を実施した。

平成27年度においては、まず、上記(1)のフランスの私学助成の制度に関する研究を、これまでの研究の継続として実施した。具体的には次の2つの作業を実施した。1つはフランスの1959年私学助成法(ドゥブレ法)に関して、政教分離原則であるライシテの原則の下、私学助成法が成立した歴史的な経緯及び法律の制定過程に関する研究を、文献研究として実施した。この点、イスラム教徒との共生という新たな課題に直面しているフランスで、この私学助成制度が社会統合と多文化共生を図る意義を担うものではないかという仮説の下、第三共和制期以降の公教育制度と私学助成制度をめぐる論争を辿り、第五共和制の下で下された憲法院の判例

研究を実施した。併せて、2 つめとして、現行の私学助成制度の運用について、助成の要件とその審査過程等に関する調査に取り組んだ。この作業にあたっては、文献・データベース等からの情報入手とともに、これまでに調査・研究の協力を得てきた実績のあるフランスのイスラム系宗教団体 UOIF 及び同団体が設置・運営する私立学校の協力を得て、審査の過程を調査した。

平成 28 年度は、平成 27 年度に実施した制度研究において検討された枠組みをもとにしつつ、(2) 宗教系私立学校の実態調査とその助成要件に関する調査・研究を実施した。これは次の 2 つの作業に区分することができる。まず、第 1 に宗教系私立学校の実態調査の実施である。前述のとおり、従前の研究において、フランスにおける宗教系私立学校への国庫助成にはイスラム系私立学校が含まれていること、また、そこではスカーフ(宗教的標章)の着用が容認されていることは確認されており、そこには、当該宗教団体の一定の宗教的自律性が認められていることを把握することができた。そこで、宗教的私立学校への公費助成件数、対象の学校等についての調査を進めることとした。また、当該年度の第 2 の研究として、イスラム系私立学校に特化して、その助成要件の研究を実施することとした。この研究にあたっては、フランスの UOIF が設置・運営する私立学校に赴いて視察・インタビュー調査を実施し、これまでの調査・研究において協力を得てきた UOIF が設置する基盤校ともいえる高校(lycée d'Enseignement Privé Musulman)の協力を得て、学校の設置から認可の流れと現状等についての聞き取りを実施した。

平成 29 年度は、宗教系私立学校の実態調査と助成要件に関する研究を継続的に実施し作業を進捗させるとともに、(3) 宗教系私立学校における市民性教育の研究を実施した。この作業は次の 2 つに区分することができ、その第 1 は、国庫助成内容と教育課程の相関についての研究である。フランスの教育法典に定められた政府と私立学校との契約の類型を前提として、政府による規制・指導と私立学校で行われている公民教育等の市民教育との関係についての調査・分析を行うこととした。また、第 2 には、当該イスラム系私立学校に通う生徒の学力に関するデータを収集し、相対的にどのような特徴が認められるのかを研究することとした。生徒の学力に関するデータとしては、バカロレアの取得率等のデータを元に、他の公立学校に対する特徴が認められるのか研究を実施することとした。

4. 研究成果

本研究の結果、以下の成果が得られた。

(1) フランスの私学助成の制度に関する研究成果

フランスの第三共和制期以降の近代公教

育の展開の過程では、その折、公教育から事実上駆逐された教権勢力が「私学教育の自由」や「宗教教育の自由」を主張する中で「教育の自由」という概念が掲げられた。この意味での「教育の自由」は、第五共和制の下での私学助成の合憲性に関する憲法院の判決においても明らかにされている。すなわち、第五共和制下では、私教育の自由としての「教育の自由」の保障を目的として、1959 年 12 月 31 日の私学助成法(当時の国民教育大臣ミシェル・ドゥブレ(Michel Debré)の名を冠してドゥブレ法と呼ばれる)が制定され、この法律は、第三共和制期に公教育のライセンスの制定によって分離されてきた国家と諸宗教が、新たに公教育の場面において契約関係に立つことを定める法律である。この契約には、ア) 国家からの助成を受けず、その監督も教育資格や公序良俗の尊重など、最小限度にとどまる契約、イ) 公教育への統合を求める契約、ウ) 人件費または人件費と運営費を国家が負担し、その度合いに応じて公教育の教育課程に準拠する義務を負う契約、という三つの類型が定められており、どの契約を結ぶかは、各私立学校の判断に委ねられている。この私学助成法は、私教育の自由の実質的保障として私学助成を定めた点で、私立学校側の「教育の自由」の要請に応えるものであったが、私学助成法そのものが公教育のライセンスの原則に反するとの批判もあり、その合憲性が問われることとなった。1959 年の私学助成法が、憲法に定めるライセンスの原則に反するか否かという点について、憲法院は、1977 年 11 月 23 日の判決で、私学助成を法律で規定することは憲法上容認されうる事柄であり、この契約によって私立学校固有の性格が保護されることは、「教育の自由」の原則の適用であるとの判断を示した。すなわち、「私学教育の自由」等として語られる教育の自由は、現状においては、宗教系私立学校への国庫助成として保障されているとの判断が示されている。この点は、1985 年 1 月 18 日の憲法院判決判決(Décision no 84-185 DC du 18 janvier 1985)においても、私学助成は「教育の自由」を構成する要件であることが確認されており、私学助成が存在しない場合、親は学校選択の自由が制限されることになり、私学助成はその「教育の自由」の実質的保障として位置づけられるとの判断が示されている。

(2) 宗教系私立学校の実態調査とその助成要件に関する研究成果

当研究を踏まえ、2004 年法の制定以降、スカーフの着用を理由とする退学処分等の有効性をめぐる行政訴訟の件数が激減していることが確認され、そうした背景の一つには、イスラム教徒側からの政府への要求の構図の変化を指摘しうることも判明した。すなわち、それまで、イスラム教徒側は、公立学校におけるスカーフの着用を宗教的自由とし

て求めてきたのに対し、同法の制定以降は、イスラム系宗教団体が独自に私立学校を設置し、その学校を設置・運営するための私学助成の要求へと運動の構造を変化させてきた。その転換点となったのは、2004年のスカーフ等の着用を禁止する法律の制定であることも確認された。フランスでスカーフ禁止法制定以降に私立学校の設置を積極的に進めてきたイスラム系宗教団体のうち、当研究では、フランス最大規模の組織を有するUOIFに研究の協力を求めた。同団体は、2004年のスカーフ禁止法の制定以降、先陣を切ってイスラム系私立学校の設置を進めてきた団体の一つであり、同団体が設置・運営する学校は、フランスの法律にもとづく私学助成を受けるべく、学校の設置と、当該学校を政府の契約下におく助成化の運動を進めている。この点、フランスの私立学校の設置形態は、1959年の私学助成法の制定以降、教育課程を公立に準拠させ教員の人件費や経常費の補助を受ける協同契約（*contrat d'association*）（教育法典第L.442-5条）、教育課程の編成に際しては協同契約よりも自由度を増す代わりに補助金は教員の人件費等に限られる単純契約（*contrat simple*）（教育法典第L.442-12条）政府の監督は教育課程が憲法・法律に反しないかだけに限られる分補助金を受けない非契約の私立学校の3つに区分される。イスラム団体は、まずは独自の資金によって学校を設置・運営し、その後、段階的に協同契約下の学校へと移行させることを目指し、児童生徒の確保及び政府との折衝を進めている。当研究で調査した上記団体が設置する小中高等学校は2018年3月現在でフランス国内に52校（小学校33校、コレージュ14校、リセ8校）あり、うち、少なくとも小学校1校（マルセイユ）リセ1校（リール）が協同契約下の学校として設備費及び人件費等の国庫助成を得ていることが判明した。また、この他に、協同契約の締結を最終的な目標としつつ、単純契約を締結している学校としてコレージュ3校（マルセイユ、リヨン、モンティニー・ル・ブルトンヌ）、リセ1校（リヨン）などがあり、その他の非契約校も併せ協同契約の締結を目指すとともに、新たな学校の設置の動きも進めている状況にある。また、協同契約及び単純契約の下で補助金を受ける際には、当該学校が政府の監督に服することになり、原則として、教育課程は公立学校と同様の基準が求められるが、当該学校の「固有の性格」は尊重されるべきものとして扱われるため、協同契約下にあるリセにおいても教員及び女子生徒のスカーフの着用が容認されているなど、ライシテ（*laïcité*）の原則の適用の譲歩が認められている点も判明した。

（3）イスラム系私立学校における市民性教育等に関する研究の成果

当研究で調査の対象とした上記のイスラ

ム系私立学校における教育課程は、それらの学校が国庫助成を受けることを最終目標と掲げ公立学校の教育課程に準拠した教育内容を取り入れているものの、教育法典に掲げられ、学校及び教師に課せられている「共和国の価値」の共有化という命題に対してどのように対処しているのかが当研究では問題となる。つまり、教育法典における要請は、フランス共和国におけるライシテの意義を理解し、その価値を児童生徒に共有させることが含まれることになるため、政府からの補助金を受けるイスラム系私立学校において、この「共和国の価値」の共有化の原則がどのように受け止められているのかという問題が生じる。この点については、調査の結果、「共和国の価値」という概念が憲法的価値である旨を民間出版社が出版する教科書を用いて提示し、フランス第五共和制憲法が保障する良心の自由とライシテの関係について生徒自身に考えさせる方法によって授業が行われていることがわかった。つまり、イスラム系私立学校において、この「共和国の価値」という概念は、これまでの政府答弁と同様に、フランス共和国が掲げる憲法的価値として解釈されており、それがライシテをどのように解釈するかという点を含む解釈の幅を持つ規定であるがゆえに、当該イスラム系学校においても、矛盾することなく受け入れられ、また教育されているものと見ることができる。

（4）総括

こうしたイスラム系私立学校設置の動きは、一面で、イスラム系移民の宗教的自由を抑圧し、イスラム教徒を独自の私立学校へと追いやる社会の分断と見ることができる。しかし他方で、公立学校に準拠する教育課程の審査要件を整えた学校であれば、イスラム系団体が設置する学校に対しても他の宗教団体が設置・運営する学校同様に補助金を交付し、かつ、スカーフの着用を当該学校の「固有の性格」（*caractère propre*）（教育法典第L.442-1条）として容認することで彼らの教育を受ける権利を保障することを政府が容認していることは、一つの社会統合のモデルを提示しているとも見ることが可能である。当研究で調査の対象としたイスラム教団体は、他のイスラム教団体と連盟を組織し、今後、協同契約の締結に向けての動きをさらに活発化させている点も引き続き注目される。

5．主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計1件）

橋本一雄、日本における外国籍の児童生徒等に対する日本語教育：保育ソーシャルワークの必要性、2016 CAJLE Annual Conference Proceedings、査読有、2016年9月、pp.46-52.

〔学会発表〕(計4件)

橋本一雄、教育を受ける権利の過拡大論
関する考察、憲法・政治学研究会第591回研
究会、2017年12月

橋本一雄、日本における外国籍の子ども
に対する日本語教育：保育ソーシャルワーク
の必要性、2016 CAJLE Annual Conference、
2016年8月

橋本一雄、フランスのイスラム系私立学
校における公民教育の葛藤、第27回日本公
民教育学会全国研究大会、2016年6月

橋本一雄、主権者教育と主権者教育権の
理論 - 日本国憲法第26条の解釈をめぐって
-、憲法・政治学研究会第573回研究会、2016
年2月

〔図書〕(計3件)

伊藤良高他2名編著、橋本一雄他13名著、
ミネルヴァ書房、子どもの豊かな育ちを支え
るソーシャル・キャピタル - 新時代の関係構
築に向けた展望 -、2018年2月、277-293頁

伊藤良高・富江英俊編著、橋本一雄他12
名著、晃洋書房、教育の理念と思想のフロン
ティア、2017年4月、73-76頁

伊藤良高編著、橋本一雄他19名著、晃洋
書房、教育と福祉の課題(第2版)、2017年
3月、127-138頁

6. 研究組織

(1) 研究代表者

橋本 一雄 (HASHIMOTO, Kazuo)

中村学園大学短期大学部・幼児保育学科・講
師

研究者番号：30455084